

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文
 ◎自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>目次 第一章 公園事業（第一条―第九条） 第二章 保護及び利用（第九条の二―第十五条の三） 第三章 生態系維持回復事業（第十五条の四―第十五条の九） 第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十一―第十五条の十三） 第五章 雑則（第十六条―第二十条） 附則 （国立公園事業の執行の同意又は認可） 第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号。以下「法」という。）第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。</p>	<p>目次 第一章 公園事業（第一条―第九条） 第二章 保護及び利用（第九条の二―第十五条の三） 第三章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の四―第十五条の七） 第四章 雑則（第十六条―第二十条） 附則 （執行認可申請書の添付書類等） 第一条 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第三条第二項の規定によつて執行認可の申請書に添えなければならない書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。ただし、令第一条第七号の施設（以下「運輸施設」という。）にあつては、第五号、第六号及び第十一号に掲げる書類を除く。 一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図 二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び</p>

天然色写真

- 三 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図
- 四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類
- 六 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類
- 七 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 八 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄附行為又は規約
- 九 法人格のない組合（以下「組合」という。）にあつては、組合契約書の写し
- 十 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 十一 当該事業の執行に当たつて必要となる資金を調達することができることを証する書類
- 十二 当該事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九

(国立公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第二条 法第十条第四項の執行の同意又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第十条第四項第六号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号。以下「令」という。))第一条第七号の施設(以下「運輸施設」という。))にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(供用開始期日の延期の承認申請書)

第二条 令第四条第二項の規定による期日の延期の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出することによつて行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 国立公園事業の種類

三 申請に係る施設

四 延期の期日

五 延期を必要とする理由

(届出を要する管理又は経営方法の変更)

第二条の二 令第五条に規定する重要な管理又は経営の方法として環境省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の住所及び氏名(受託者が法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

三 施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 国立公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

四 前三号に掲げるもののほか、適切な公園事業の執行を確保するため特に届出を要するもの

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第三条 法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第十条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 第二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

(国立公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第四条 法第十条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更を必要とする理由
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

(施設の変更等の承認申請書)

第三条 令第六条第一項の規定による変更の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 国立公園事業の種類
- 三 変更の内容
- 四 変更を必要とする理由
- 2 変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、令第十条の規定により、前項の申請書に、変更の内容に係る第一条各号に掲げる書類又は図面を添えるものとする。

(変更の承認を要しない事項)

第四条 令第六条第一項ただし書に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築物の内部の構造の変更であつて、軽易なもの
- 二 国立公園の区域のうち特別保護地区又は海中公園地区に含まれない区域内にあつては、第十二条各号に掲げる行為に該当するもの
- 三 特別保護地区内にあつては、第十三条各号に掲げる行為に該当するもの
- 四 海中公園地区内にあつては、第十三条の十五各号に掲げる行為に該

2 法第十条第八項において準用する同条第五項に規定する環境省令で定める書類は、第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る第二条第三項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第五条 法第十条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由

（承継の同意又は承認の申請）

第六条 法第十二条第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

当するもの

（事業の休止及び廃止の承認申請書）

第五条 令第七条の規定による休止又は廃止の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 国立公園事業の種類
- 三 休止し、又は廃止しようとする国立公園事業の範囲
- 四 休止の予定期間又は廃止の予定期日
- 五 休止又は廃止を必要とする理由

（地位の承継の承認申請書）

第六条 令第八条第一項の規定による承継の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、当該当事者が連署した申請書を環境大臣に提出するものとする。

- 一 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 国立公園事業の種類

- 二 国立公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
公園施設の種類
 - 三 合併又は分割した年月日
 - 四 合併又は分割した理由
 - 五 合併又は分割した理由
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 二 第二条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
 - 三 合併契約書及び合併により消滅した国立公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
 - 3 法第十二条第二項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
 - 三 公園施設の種類
 - 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 第二条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
 - 二 被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により国立公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
- (国立公園事業の休廃止の届出)
- 第七条 法第十三条の規定による届出は、国立公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書

- 三 譲渡に係る国立公園事業の範囲
 - 四 譲渡価格
 - 五 譲渡の予定期日
 - 六 譲渡を必要とする理由
- 2 令第十条の規定により、前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。
 - 一 譲渡に関する契約書の写し
 - 二 譲受人が現に国立公園事業の執行の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し
 - 三 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約
- (国立公園事業者が届け出る場合等)
- 第七条 令第十一条の規定により届け出なければならぬ場合は、相続、合併又は分割により国立公園事業者たる地位を承継したときのほか、次

を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 公園施設の種類
 - 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする国立公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
 - 四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
- 2 前項の届出書には、第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第八条 法第十四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

の各号に掲げる場合とする。

- 一 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。
 - 二 法人を設立したとき。
 - 三 休止した施設の供用を再開したとき。
 - 四 令第七条ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。
 - 五 国立公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき（令第八条第一項の規定により環境大臣の承認を受けたときを除く。）。
- 2 令第十一条の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る国立公園事業の執行に必要な物件の登記事項証明書その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類
- 二 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の登記事項証明書
- 三 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記事項証明書及び当該国立公園事業の全部が承継されたことを証する書類
- 四 法人の設立の届出 設立した法人の登記事項証明書

(公共団体の行う国立公園事業)

第八条 前各条の規定は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号。以下「法」という。）第九条第二項の規定により公共団体が行う国立公園事業について準用する。この場合において、第一条中「執行認可の申

- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

(国定公園事業に関する規定の準用)

第九条 第一条、第二条及び第八条の規定は法第十六条第二項の同意及び同条第三項の認可について、第三条から第五条まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定は法第十六条第二項の同意を得た者について、第三条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について準用する。この場合において、第一条、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第三項中「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、第五条及び第六条中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替える

「請書」とあるのは「執行の協議書」と、「各号」とあるのは「各号（第七号から第十一号までを除く。）」と、第二条中「延期の申請」とあるのは「延期の協議の申出」と、同条及び第三条中「申請書」とあるのは「協議書」と、第二条第一号及び第三条第一項第一号中「申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」とあるのは「公共団体の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第二条第三号中「申請」とあるのは「協議の申出」と、第三条第一項中「承認を受けようとする者」とあるのは「同意を得ようとする者」と、第五条及び第六条第一項中「承認を受けようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、第五条及び第六条中「申請書」とあるのは「届出書」と、前条第五号中「令第八条第一項の規定により環境大臣の承認を受けたとき」とあるのは「令第十六条の規定により環境大臣に届け出たとき」と読み替えるものとする。

(国定公園に関する公園事業)

第九条 第一条から第七条までの規定は法第十条第三項の規定により国及び公共団体以外の者が行う国定公園に関する公園事業の執行について、前条の規定は法第十条第二項の規定により都道府県以外の公共団体が行う国定公園に関する公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

ものとする。

(特別地域、特別保護地区及び海城公園地区内における行為の許可申請書)

第十条 法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 二七 (略)

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 二四 (略)

三 三・四 (略)

(特別地域、特別保護地区及び海城公園地区内の行為の許可基準)

第十一条 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十条第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第二十条第六号イ(4)において同じ。))を含む。以下同じ。))の新築、改築又は増

(特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内における行為の許可申請書)

第十条 法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 二七 (略)

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 二四 (略)

三 三・四 (略)

(特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準)

第十一条 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第二十条第一号イ(2)において同じ。))を含む。以下同じ。))の新築、改築又は増築

築に限る。)に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二
条第四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」と
いう。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の
建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築
(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既
存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規
模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、
かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが
できないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建
築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げ
る基準に適合するものについては、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる地域(以下「特別保護地区等」という。)内において行
われるものでないこと。

イ 特別保護地区、第一種特別地域又は海城公園地区

ロ (略)

三 三六 (略)

2 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二
条第三項第一号に掲げる行為(申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域
内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて
、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭
和五十年四月一日(同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区
又は海城公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「

に限る。)に係る法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第
四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」という
。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築
物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申
請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の
建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の
拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ
、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができ
ないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物
の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基
準に適合するものについては、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる地域(以下「特別保護地区等」という。)内において行
われるものでないこと。

イ 特別保護地区、第一種特別地域又は海中公園地区

ロ (略)

三 三六 (略)

2 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三
項第一号に掲げる行為(申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内
において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和五十年四月一日
(同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区
に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。
)において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所

基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可の申請をした分譲地等(第四項に規定する分譲地等という。))内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。))が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前二項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホ

に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の規定(以下「法第十三条第三項等の規定」という。))による許可の申請をした分譲地等(第四項に規定する分譲地等という。))内に設けられるものを除く。))の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。))が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前二項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホ

テルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。))内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一〇十一 (略)

5 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第二十条第六項、第二十一条第六項若しくは第二十二条第六項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例

ルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。))内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一〇十一 (略)

5 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について法第十三条第三項等の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第十三条第六項、第十四条第六項若しくは第二十四条第六項の規定(以下「法第十三条第六項等の規定」という。))による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。))に限る。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定

によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一・二 (略)

6 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一・二 (略)

7 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 特別保護地区又は第一項第二号ロ(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一・二 (略)

6 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一・二 (略)

7 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 特別保護地区又は第一項第二号ロ(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海城公園地区内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。

二 (略)

8 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。

9 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第七項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

イ (略)

ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が

イ・ロ (略)

ハ 当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。

二 (略)

8 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。

9 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第七項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

イ (略)

ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が

千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。

八・九 (略)

10 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〇十 (略)

11 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

12 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

13 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第

千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第十三条第三項等の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。

八・九 (略)

10 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〇十 (略)

11 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

12 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

13 法第十三条第三項第一号、第十四条第三項第一号及び第二十四条第三

三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

ロ～ヘ（略）

14 法第二十条第三項第二号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第二号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～四（略）

15 法第二十条第三項第三号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

16 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるも

項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のいずれかとする。

一 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ～ホ（略）

14 法第十三条第三項第二号に掲げる行為及び法第十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第二号に掲げる行為に限る。）に係る法第十三条第四項及び第十四条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～四（略）

15 法第十三条第三項第三号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるも

のに限る。)並びに法第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(露天掘りでない方法による法第二十条第三項第四号に掲げる行為に限る。)に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 特別保護地区又は海城公園地区内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

イ〜ハ (略)

二 (略)

17 法第二十条第三項第四号に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。

)並びに法第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(露天掘りによる法第二十条第三項第四号に掲げる行為に限る。)

に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可を受け、又は法第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ〜ニ (略)

二〜五 (略)

18 法第二十条第三項第五号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為(法第二十条第三項第五号に掲げる行為に限る。)に係る

のに限る。)並びに法第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(露天掘りでない方法による法第十三条第三項第三号に掲げる行為に限る。)に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 特別保護地区又は海中公園地区内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

イ〜ハ (略)

二 (略)

16 法第十三条第三項第三号に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。

)並びに法第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為(露天掘りによる法第十三条第三項第三号に掲げる行為に限る。)

に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 法第十三条第三項等の規定による許可を受け、又は法第十三条第六項等の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ〜ニ (略)

二〜五 (略)

17 法第十三条第三項第四号に掲げる行為及び法第十四条第三項第一号に掲げる行為(法第十三条第三項第四号に掲げる行為に限る。)に係る法

法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別保護地区又は次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可を受け、又は法第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

イ〜ハ (略)

19) 法第二十条第三項第六号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第六号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該汚水又は廃水が法第二十条第三項第六号又は第二十一条第三項第一号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

20) 法第二十条第三項第七号に掲げる行為並びに法第二十一条第三項第一

第十三条第四項及び第十四条第四項の環境省令で定める基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別保護地区又は次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において法第十三条第三項等の規定による許可を受け、又は法第十三条第六項等の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

イ〜ハ (略)

18) 法第十三条第三項第五号に掲げる行為及び法第十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第五号に掲げる行為に限る。）に係る法第十三条第四項及び第十四条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該汚水又は廃水が法第十三条第三項第五号又は第十四条第三項第一号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

19) 法第十三条第三項第六号に掲げる行為並びに法第十四条第三項第一号

号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第七号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一（五）（略）

21| 法第二十条第三項第八号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一（略）

二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三（十一）（略）

22| 法第二十条第三項第九号に掲げる行為、法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第九号に掲げる行為に限る。）及び法第二十二条第三項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一（略）

イ（略）

ロ 海城公園地区

ハ（略）

二（四）（略）

及び第二十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第六号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一（五）（略）

20| 法第十三条第三項第七号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一（略）

二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三（十一）（略）

21| 法第十三条第三項第八号に掲げる行為、法第十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第八号に掲げる行為に限る。）及び法第二十四条第三項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一（略）

イ（略）

ロ 海中公園地区

ハ（略）

二（四）（略）

23| 法第二十条第三項第十号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第十号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七（略）

24| 法第二十条第三項第十一号及び第十三号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

25| 法第二十条第三項第十二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

- 一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 災害復旧のために行われるものであること。

26| 法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、法第二十条第三項第十四号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

27| 法第二十条第三項第十五号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第十五号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

22| 法第十三条第三項第九号に掲げる行為及び法第十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第九号に掲げる行為に限る。）に係る法第十三条第四項及び第十四条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七（略）

23| 法第十三条第三項第十号及び第十一号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

24| 法第十三条第三項第十二号に掲げる行為及び法第十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第十二号に掲げる行為に限る。）に係る法第十三条第四項及び第十四条第四項の環境省令で定める基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

- 28| 法第二十条第三項第十六号及び第十七号に掲げる行為並びに法第二十条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第十六号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為（法第二十条第三項第十六号に掲げる行為に限る。）であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ・ロ（略）
- 二（略）
- 29| 法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 第二十四項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二（略）
- 30| 法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 第二十四項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二・三（略）
- 31| 法第二十一条第三項第四号から第六号まで及び第十号並びに第二十二條第三項第五号及び第七号に掲げる行為に係る法第二十一条第四項及び第二十二條第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。
- 25| 法第十三条第三項第十三号及び第十四号に掲げる行為並びに法第十四条第三項第一号に掲げる行為（法第十三条第三項第十三号に掲げる行為に限る。）に係る法第十三条第四項及び第十四条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為（法第十三条第三項第十三号に掲げる行為に限る。）であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ・ロ（略）
- 二（略）
- 26| 法第十四条第三項第二号、第七号及び第八号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 第二十三項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二（略）
- 27| 法第十四条第三項第三号及び令第十八条第一号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 第二十三項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二・三（略）
- 28| 法第十四条第三項第四号から第六号まで及び第九号並びに第二十四條第三項第五号に掲げる行為に係る法第十四条第四項及び第二十四條第四項の環境省令で定める基準は、第二十三項第一号の規定の例によるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。

32| 法第二十二條第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十四項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 捕獲し若しくは殺傷し、又は採取し若しくは損傷しようとする動植物が申請に係る海域公園地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該海域公園地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

33| 法第二十二條第三項第四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十二項第三号及び第二十四項第一号の規定の例による。

34| 法第二十二條第三項第六号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、当該汚水又は廃水が海域公園地区の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであることとする。

35| その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内の区域及び当該区域内において行われる法第二十二條第三項各号、第二十一條第三項各号又は第二十二條第三項各号に掲げる行為については、環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。

29| 法第二十四條第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二十三項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 捕獲し若しくは殺傷し、又は採取し若しくは損傷しようとする動植物が申請に係る海中公園地区において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該海中公園地区における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

30| 法第二十四條第三項第四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十一項第三号及び第二十三項第一号の規定の例による。

31| 法第二十四條第三項第六号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十三項第一号の規定の例によるほか、当該汚水又は廃水が海中公園地区の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであることとする。

32| 令第十八條第二号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十三項第一号の規定の例による。

33| その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内の区域及び当該区域内において行われる法第十三條第三項各号、第十四條第三項各号又は第二十四條第三項各号に掲げる行為については、環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。

36 法第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号及び第二十二条第三項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

(土地所有者等との協議)

第十一条の二 法第二十条第三項第十六号及び第二十一条第三項第一号(法第二十条第三項第十六号に係る部分に限る。)の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議すること。

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為)

第十一条の三 法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

34 法第十三条第三項各号、第十四条第三項各号及び第二十四条第三項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について法第十三条第三項等の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

(土地所有者等との協議)

第十一条の二 法第十三条第三項第十三号及び第十四条第三項第一号(法第十三条第三項第十三号に係る部分に限る。)の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議すること。

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地域に係る行為)

第十一条の三 法第十三条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

イゝハ (略)

ニ 法第二十条第三項第二号に掲げる行為(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。)並びに法第二十条第三項第四号及び第九号に掲げる行為

ホ (略)

四 (略)

五 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十条第三項第六号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号に掲げる行為

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 法第二十条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

六の二 十 (略)

十の二 宅地又は道路に送水管、ガスパ管、電線等を埋設すること。

十の三 十の四 (略)

十の五 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

イゝハ (略)

ニ 法第十三条第三項第二号に掲げる行為(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。)並びに法第十三条第三項第三号及び第八号に掲げる行為

ホ (略)

四 (略)

五 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第十三条第三項第五号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号に掲げる行為

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十二条 法第十三条第九項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 法第十三条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

六の二 十 (略)

十の二 道路に送水管、ガスパ管、電線等を埋設すること。

十の三 十の四 (略)

十一ノ十七 (略)

十七の二 宅地の木竹を損傷（法第二十条第三項第三号の環境大臣が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）すること。

十七の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の五 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の六 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の七 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十七の八 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の九 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十一 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

十七の十三 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づ

十一ノ十七 (略)

き環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十四 国定公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第三項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必

要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）⁹⁾

十七の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八～二十六の十二（略）

二十七 宅地内にある植物で、法第二十条第三項第十一号の規定により環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十七の二 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の三 農業を営むために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（法第二十条第三項第十二号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。

二十七の四 森林の整備及び保全を図るために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十七の五 環境大臣が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（法第二十条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除

十八～二十六の十二（略）

二十七 宅地内にある植物で、法第十三条第三項第十号の規定により環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

く。以下この条において同じ。)

二十七の六 宅地内に木竹を植栽すること。

二十七の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十七の八 (略)

二十七の九 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十一 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の二 (略)

二十七の三 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の四 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の五 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること

二十七の十二 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十三〜二十七の十六 (略)

二十七の十七 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

二十七の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するため犬を放つこと。

二十七の十九 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十 家畜を係留放牧すること（法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

二十七の六 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の七〜二十七の十 (略)

二十八・二十九 (略)

二十九の二 農業を営むために立ち入ること。

二十九の三〇二十九の十三 (略)

二十九の十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む)。

二十九の十五 法第二十条第三項第十六号又は第二十一条第三項第一号(法第二十条第三項第十六号に係る部分に限る。)の規定により環境大臣が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

二十九の十六 法第二十条第三項第十六号又は第二十一条第三項第一号(法第二十条第三項第十六号に係る部分に限る。)の規定により環境大臣が指定する区域の隣接地において、法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第十三条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十九の十七〇二十九の二十六 (略)

二十九の二十七 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二十条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十九の二十八・二十九の二十九 (略)

二十八・二十九 (略)

二十九の二 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

二十九の三〇二十九の十三 (略)

二十九の十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

二十九の十五 法第十三条第三項第十三号又は第十四条第三項第一号(法第十三条第三項第十三号に係る部分に限る。)の規定により環境大臣が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

二十九の十六 法第十三条第三項第十三号又は第十四条第三項第一号(法第十三条第三項第十三号に係る部分に限る。)の規定により環境大臣が指定する区域の隣接地において、法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第十三条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十九の十七〇二十九の二十六 (略)

二十九の二十七 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十九の二十八・二十九の二十九 (略)

二十九の三十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

三十・三十一 (略)

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別保護地区に係る行為)

第十二条の二 法第二十一条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 指定湿地内又は指定世界遺産区域内において行われる法第二十一条第三項各号に掲げる行為(前号及び次号に掲げる行為を除く。)

二十九の三十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

三十 環境大臣の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。
三十一 宅地内に木竹を植栽すること。

三十二 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

三十三 家畜を係留放牧すること。

三十四・三十五 (略)

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別保護地区に係る行為)

第十二条の二 法第十四条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 指定湿地内又は指定世界遺産区域内において行われる法第十四条第三項各号に掲げる行為(前号及び次号に掲げる行為を除く。)

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十一条第三項第一号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、同号に掲げる行為のうち当該湖沼又は湿原に係る法第二十条第三項第六号の規定に係るもの

(特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条 法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)の規定によるものに限る。)、第二十六号、第二十七号の二、第二十七号の八から第二十七号の十六まで、第二十九号から第二十九号の十八まで又は第二十九号の二十九に掲げる行為

二・二の二 (略)

三 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

四 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

五 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第十四条第三項第一号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は一部が含まれる場合にあつては、同号に掲げる行為のうち当該湖沼又は湿原に係る法第十三条第三項第五号の規定に係るもの

(特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条 法第十四条第八項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)の規定によるものに限る。)、第二十六号、第二十七号の二から第二十七号の十まで、第二十九号から第二十九号の十八まで又は第二十九号の二十九に掲げる行為

二・二の二 (略)

第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

六 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

七 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

八 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

九 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。
十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十の三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を
を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために
放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を
放つこと。

十一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定
する漁業権（同条第五項第一号に規定する第一種共同漁業又は同項第
五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面に
おいて、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち
、植栽し又はまくこと。

十二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十条第一
項の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は
道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを
放流すること。

十三 特別保護地区内で捕獲した動物又は採取した動物の卵を捕獲又は
採取後直ちに当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十四 道路、社寺境内地等において清掃のために行う法第二十一条第三
項第六号又は第七号に掲げる行為

十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三
章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物を採取
し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

十六 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を植栽し、又

二の三 道路、社寺境内地等において清掃のために行う法第十四条第三
項第六号又は第七号に掲げる行為

三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章
の規定による防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物を採取し
、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

は植物の種子をまくこと。

十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十八 森林の保護管理及び森林施業を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十九 漁業を営むために動力船を使用すること。

二十 漁業取締のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十一 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とする調査を含む。）のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十二 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十三 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十四 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

五 森林の保護管理及び森林施業を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六 漁業を営むために動力船を使用すること。

七 漁業取締のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とする調査を含む。）のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

九 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十一 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十六 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十三 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十五 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

十六 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

十七 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十八 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取

した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十九 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

二十 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

二十一 国立公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

二十二 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

二十三 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。

二十四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権（同条第五項第一号に規定する第一種共同漁業又は同項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放

二十八 (略)

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の海域公園地区に係る行為)

第十三条の二 法第二十二條第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 その容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、その容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。)

二 面積が二十ヘクタールを超える海面の埋立て若しくは干拓又は海底の形状の変更

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内において行われる法第二十二條第三項各号(第六号を除く。)に掲げる行為

四 海域公園地区の区域内に指定湿地又は指定世界遺産区域内の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該海域公園地区内において行われる法第二十二條第三項第六号に掲げる行為

ち、植栽し又はまくこと。

二十五 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第二十条第一項の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流すること。

二十六 特別保護地区内で捕獲した動物又は採取した動物の卵を捕獲又は採取後直ちに当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

二十七 (略)

(海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条の三 法第二十二條第八項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二條第六号の三、第二十二号の二又は第二十二号の八から第二十二号の十一までに掲げる行為

二 港湾法第二條第六項の規定により港湾施設とみなされた外郭施設又は係留施設であつて、海域公園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は法第二十二條第三項の許可を受けて設置されたもの(法第六十八條第一項の規定による協議を了して設置されたものを含む。)を改築し、又は増築すること(既存の施設の規模と同程度のものに限る。)

三 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。

四 海底の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十六条の規定に基づき大学が附置する臨海実験所等の研究施設における研究計画又は正規の教育課程(都道府県知事に届け出たものに限る。)に基づいて行う法第二十二條第三項第二号に掲げる行為

六 藻場、干潟等における海底の底質等を改善するための耕耘その他海底の形状の変更で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

- 七 専ら海上の航行の用に供する船舶を係留すること。
- 八 法令の規定により航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を係留し、又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な機器を係留すること。
- 九 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築し、又は物を係留すること。
- 十 敷設又は修理中の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十条第一項に規定する水底線路の位置を示す浮標を係留すること。
- 十一 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- 十二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為
- 十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 十四 森林施業のために動力船を使用すること。
- 十五 漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。
- 十六 漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

- 十七 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）
第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が、同法第二条
第一項に規定する遊漁船業を行うために動力船を使用すること。
- 十八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条の規定
により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可
を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ
運送事業を行うために動力船を使用すること。
- 十九 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項
に規定する港湾隣接地域又は同法第五十六条第一項の規定により都道
府県知事が公告した水域において動力船を使用すること。
- 二十 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使
用すること。
- 二十一 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及
び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成
二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び
海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うため
に動力船を使用すること。
- 二十二 外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるとこ
ろによる無害通航である航行として動力船を使用すること。
- 二十三 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるために動力船を使用する
こと。
- 二十四 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。
- 二十五 郵便物の取集、運送及び配達を行うために動力船を使用するこ

と。

二十六 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

二十八 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（土地所有者等との協議）

第十三条の四 （略）

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の五 法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七

（土地所有者等との協議）

第十三条の二 （略）

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の三 法第十五条第三項第五号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二

号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第十二条第一号、第四号、第五号、第十九号及び第二十七号の八に掲げる行為

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号又は第二十七号の九から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号から第九号まで又は第十五号から第十八号までに掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第十三条第一号（第十二条第二十七号の八に係る部分に限る。）に掲げる行為

三 海城公園地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条の三第二号、第三号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第八号（航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第九号、第十一号、第十五号から第十八号まで又は第二十二号から第二十五号までに掲げる行為

ロ 漁業を営むために行う第十三条の三第四号、第六号及び第七号に掲げる行為

四 二十三（略）

二十四 環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十五（略）

、第二十七号の三から第二十七号の八まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九、第二十九号の二十八又は第三十号に掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第十二条第一号、第四号、第五号、第十九号及び第二十七号の二に掲げる行為

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号又は第二十七号の三から第二十七号の八までに係る部分に限る。）、第二号、第二号の二、第三号から第五号まで又は第十五号から第二十二号までに掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第十三条第一号（第十二条第二十七号の二に係る部分に限る。）に掲げる行為

三 二十二（略）

二十三（略）

(立入りの認定の基準)

第十三条の六 法第二十四条第一項第二号に規定する環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数の範囲内であること。

二〇五 (略)

(立入りの認定の申請)

第十三条の七 法第二十四条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（法第二十四条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

三〇七 (略)

2 前項の申請書には申請者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入りの認定の基準)

第十三条の四 法第十六条第一項第二号に規定する環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。

二〇五 (略)

(立入りの認定の申請)

第十三条の五 法第十六条第二項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名

二〇六 (略)

2 前項の申請書には、利用者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第十三条の八 法第二十四条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 立入りの認定を受けた者の氏名

四 (略)

2 環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第十三条の六第四号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第十三条の九 法第二十四条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 再交付を必要とする枚数(法第二十四条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

三・五 (略)

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

(立入認定証の記載事項)

第十三条の六 法第十六条第四項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 立入認定証を受けた者の氏名

四 (略)

2 環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第十三条の四第四号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第十三条の七 法第十六条第五項の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣、都道府県知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名

二・四 (略)

第十三条の十 法第二十四条第七項に規定する環境省令で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、法第二十四条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

(指定認定機関の指定の申請等)

第十三条の十一 法第二十五条第二項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 四 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 四 (略)

五 申請者が法第二十五条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書類

六 (略)

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第十三条の十二 法第二十七条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十七条第一項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項

(指定認定機関の指定の申請等)

第十三条の八 法第十七条第二項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 (略)

五 申請者が法第十七条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書類

六 (略)

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第十三条の九 法第十九条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十九条第一項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を

を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇三 (略)

(事業計画等の認可の申請等)

第十三条の十三 法第二十七条第二項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十七条第二項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇三 (略)

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第十三条の十四 法第二十七条第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇四 (略)

(認定関係事務の引継ぎ等)

第十三条の十五 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事が法第二十七条第五項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第四項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止

記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇三 (略)

(事業計画等の認可の申請等)

第十三条の十 法第十九条第二項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十九条第二項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇三 (略)

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第十三条の十一 法第十九条第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇四 (略)

(認定関係事務の引継ぎ等)

第十三条の十二 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事が法第十九条第五項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第四項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止す

する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が法第二十九条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一〜三 (略)

(認定等に関する手数料の納付)

第十三条の十六 法第三十一条第一項に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第十三条の七又は第十三条の九の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより、指定認定機関に納付する場合にあつては法第二十七条第一項に規定する認定関係事務の実施に関する規程で定めるところにより、これを納付しなければならない。

2 (略)

る場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が法第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一〜三 (略)

(認定等に関する手数料の納付)

第十三条の十三 法第二十三条第一項に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第十三条の五又は第十三条の七の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより、指定認定機関に納付する場合にあつては法第十九条第一項に規定する認定関係事務の実施に関する規程で定めるところにより、これを納付しなければならない。

2 (略)

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の海中公園地区に係る行為)

第十三条の十四 法第二十四条第五項に規定する環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 その容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）

二 面積が二十ヘクタールを超える海面の埋立て若しくは干拓又は海底の形状の変更

三 指定湿地又は指定世界遺産区域内において行われる法第二十四条第三項各号（第六号を除く。）に掲げる行為

四 海中公園地区の区域内に指定湿地又は指定世界遺産区域内の全部又は一部が含まれる場合にあつては、当該海中公園地区内において行われる法第二十四条第三項第六号に掲げる行為

（海中公園地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条の十五 法第二十四条第八項第二号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第二十二号の二又は第二十二号の八から第二十二号の十一までに掲げる行為

二 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十一条の規定に基づき大学が付置する臨海実験所等の研究施設における研究計画又は正規の教育課程（都道府県知事に届け出たものに限る。）に基づいて行う法第二十四条第三項第二号に掲げる行為

四 専ら海上の航行の用に供する船舶を係留すること。

五 法令の規定により航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を係留し、又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な機器を係留すること。

六 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるため、必要な応急措置として

仮工作物を新築し、又は物を係留すること。

七 敷設又は修理中の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十条第一項に規定する水底線路の位置を示す浮標を係留すること。

八 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

九 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為

十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

十二 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第十三条の十七 法第三十三条第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 （略）

3 法第三十三条第一項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとす。

仮工作物を新築し、又は物を係留すること。

七 敷設又は修理中の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十条第一項に規定する水底線路の位置を示す浮標を係留すること。

八 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

九 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為

十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

十二 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第十三条の十六 法第二十六条第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 （略）

3 法第二十六条第一項の環境省令で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏

一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の目的

三 行為地及びその付近の状況

四 行為の完了予定日

(工作物の基準)

第十四条 法第三十三条第一項第一号に規定する環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海域以外の区域

イ 〳〵 (略)

二 海域の区域 (次号の区域を除く。)

イ・ロ (略)

三 海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する

海域の区域

イ 〳ハ (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十五条 法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第一号から第十号の五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二まで、第二十八号若しくは第二十九

名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(工作物の基準)

第十四条 法第二十六条第一項第一号に規定する環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海面以外の区域

イ 〳〵 (略)

二 海面の区域 (次号の区域を除く。)

イ・ロ (略)

三 海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する

海面の区域

イ 〳ハ (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十五条 法第二十六条第七項第三号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第一号から第十号の四まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二まで、第二十八号若しくは第二十九

号に掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二〇十七 (略)

(既着手行為等の届出書)

第十五条の二 法第二十条第六項から第八項まで、第二十一条第六項若しくは第七項又は第二十二条第六項若しくは第七項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二〇六 (略)

2 前項の届出書には、第十条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、法第二十条第七項、第二十一条第七項又は第二十二条第七項の規定による届出にあつては、第十条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第十五条の三 法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第三十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十条第二項及び第三項又は第十三条の十六第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにした

号に掲げる行為又は第十三条の十五第二号、第六号、第八号、第九号若しくは第十一号に掲げる行為

二〇十七 (略)

(既着手行為等の届出書)

第十五条の二 法第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項又は第二十四条第六項若しくは第七項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二〇六 (略)

2 前項の届出書には、第十条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、法第十三条第七項、第十四条第七項又は第二十四条第七項の規定による届出にあつては、第十条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第十五条の三 法第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十六条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十条第二項及び第三項又は第十三条の十六第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたも

ものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第一項に該当するもののほか、法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項の規定による許可の申請又は法第二十条第六項若しくは第八項、第二十一条第六項、第二十二條第六項若しくは第十三條第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

第三章 生態系維持回復事業

(国立公園における生態系維持回復事業の確認)

第十五条の四 地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

のを添えれば足りる。

2 (略)

3 第一項に該当するもののほか、法第十三條第三項、第十四條第三項若しくは第二十四條第三項の規定による許可の申請又は法第十三條第六項若しくは第八項、第十四條第六項、第二十四條第六項若しくは第二十六條第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(国立公園における生態系維持回復事業の認定)

第十五条の五 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいづれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十五条の六 法第三十九条第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第三十九条第四項第四号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に

掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十五条の七 法第三十九条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十五条の八 法第三十九条第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定)

第十五条の九 第十五条の四から前条までの規定は、国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国立

公園」とあるのは「国定公園」と、第十五条の四中「地方公共団体」とあるのは「都道府県以外の地方公共団体」と、「法第三十九条第二項」とあるのは「法第四十一条第二項」と、第十五条の五中「法第三十九条第三項」とあるのは「法第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第十五条の十 法第四十三条第三項第三号に規定する環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(風景地保護協定の公告)

第十五条の十一 法第四十四条第一項（法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一〇六 (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

第十五条の十二 前条の規定は、法第四十六条（法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第三章 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第十五条の四 法第三十一条第三項第三号に規定する環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(風景地保護協定の公告)

第十五条の五 法第三十二条第一項（法第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一〇六 (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

第十五条の六 前条の規定は、法第三十四条（法第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第十五条の十三 法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 (略)

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第五十条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他法第五十条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他法第五十条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第五章 雑則

(証明書の様式)

第十六条 法第十七条第二項、第三十条第二項、第三十五条第三項、第三十七条第三項又は第六十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第一、様式第二、様式第三、様式第四又は様式第五による。

(補償請求書)

第十七条 法第六十四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項

第十五条の七 法第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 (略)

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第三十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他法第三十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他法第三十八条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第四章 雑則

(証明書の様式)

第十六条 法第二十二条第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項若しくは第五十条第四項又は令第十二条第二項(令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第一、様式第二、様式第三、様式第四又は様式第五による。

(補償請求書)

第十七条 法第五十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項

を記載した請求書を環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二・三 (略)

(延滞金)

第十八条 法第六十六条第二項に規定する延滞金は、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(環境大臣との協議を要する国定公園に係る国の機関の行なう行為)

第十九条 法第六十八条第二項に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 海城公園地区 第十三条の二各号に掲げる行為

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に長に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号(法第四十条第四号に規定する権限に限る。及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

を記載した請求書を環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二・三 (略)

(延滞金)

第十八条 法第五十四条第二項に規定する延滞金は、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(環境大臣との協議を要する国定公園に係る国の機関の行なう行為)

第十九条 法第五十六条第二項に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 海中公園地区 第十三条の十四各号に掲げる行為

(権限の委任)

第二十条 法、令及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に長に委任する。ただし、第六号、第十号、第十一号及び第二十二号(令第十二条第一項の規定を令第十六条において準用する場合を除く。)に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第六項、第九項及び第十項に規定する権限（次の掲げる行為に係るものに限る。）
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
 - ロ 特別地域（特別保護地区を除く。）において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更
 - ハ 特別保護地区又は海城公園地区において執行される公園事業に係る施設の構造の変更（施設の位置の変更又は規模の拡大を伴うものを除く。）
 - ニ 特別保護地区又は海城公園地区において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更であつて、変更後の施設の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）
 - ホ 公園施設の管理又は経営の方法の変更
 - ヘ 令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設の供用開始の予定年月日の変更
 - ト 工事の施行の予定期間の変更
- 二 法第十二条第一項及び第二項に規定する権限
- 三 法第十三条に規定する権限
- 四 法第十四条第二項に規定する権限
- 五 法第十七条第一項に規定する権限
- 六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限
- イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当する

- 一 法第十三条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限
- イ 法第十三条第三項第一号に掲げる行為（令附則第三項第一号ロ又

ものに限る。)

- (1) その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十五項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
 - (2) その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下である工作物の新築又は増築(3)から(6)までに掲げるものを除く。)
 - (3) その水平投影面積が四千平方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築
 - (4) その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千平方メートル以下である建築物の新築又は増築
 - (5) 電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築
 - (6) 住宅及び仮工作物の新築又は増築
 - (7) 工作物の改築
- ロ 法第二十条第三項第二号及び第三号に掲げる行為
- ハ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当する

- はハに掲げる行為（パラボラアンテナの新築又は増築については、高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号において同じ。）十三メートル以下のものを除く。）以外の行為であつて、次のいずれかに該当するものに限る。）
- (1) その高さ又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第七号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十三項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
 - (2) その高さ（建築物にあつては、建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千平方メートル以下である工作物の新築又は増築(3)又は(4)に掲げるものを除く。)
 - (3) その水平投影面積が二千平方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築
 - (4) 電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築
 - (5) 工作物の改築
- ロ 法第十三条第三項第二号に掲げる行為
- ハ 法第十三条第三項第三号に掲げる行為（次のいずれかに該当する

ものに限る。)

(1) ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発として行うものを除く。）

(2) 掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(3) 河川、湖沼及び海岸にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実に認められるものに限る。）

(4) 法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に露天掘りによる土石の採取を行っている者がその採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行う土石の採取

二 法第二十条第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ 法第二十条第三項第六号から第八号までに掲げる行為

ヘ 法第二十条第三項第九号に掲げる行為（埋立て又は干拓をする土地の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（普通地域にまたがつて行われるものにあつては、普通地域内の埋立て又は干拓の面積を含めた水平投影面積が千平方メートル以下のもの）に限る。）

ト 法第二十条第三項第十号に掲げる行為（土地の形状を変更する面積が一平方メートル以下のものに限る。）

チ 法第二十条第三項第十一号から第十七号までに掲げる行為

ものに限る。)

(1) ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発として行うものを除く。）

(2) 掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(3) 河川にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実に認められるものに限る。）

二 法第十三条第三項第五号から第七号までに掲げる行為

ホ 法第十三条第三項第八号に掲げる行為（埋立て又は干拓をする土地の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（普通地域にまたがつて行われるものにあつては、普通地域内の埋立て又は干拓の面積を含めた水平投影面積が千平方メートル以下のもの）に限る。）

ヘ 法第十三条第三項第九号に掲げる行為（ゴルフコースの用に供するために行う土地の形状の変更であつて、面積が千平方メートル以上の土地に係るものを除く。）

ト 法第十三条第三項第十号から第十四号までに掲げる行為

七 法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その高さが十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（②に掲げるものを除く。）

(2) 仮工作物の新築及び増築

(3) 工作物の改築

(4) 第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで及び第十号から第十号の五までに掲げる行為

ロ 法第二十条第三項第二号に掲げる行為

ハ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

(2) 河川、湖沼又は海岸にたい積した砂利の採取（採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものに限る。）

(3) 第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

ニ 法第二十条第三項第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水

二 法第十四条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第十三条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2) 工作物の改築

(3) 第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで及び第十号から第十号の四までに掲げる行為

ロ 法第十三条第三項第二号に掲げる行為

ハ 法第十三条第三項第三号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取（ボーリング機械を用いて行うものを除く。）

(2) 第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

位の変動についての計画を変更するものに限る。)

ホ 法第二十条第三項第六号、第七号及び第十五号、法第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為

ヘ 第十二条第二十一号、第二十二号及び第二十八号に掲げる行為

八 法第二十二条第三項(次に掲げる行為に係る部分に限る。)、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為(次のいずれかに該当するものに限る。)

(1) その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2) 工作物の改築

(3) 第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の五までに掲げる行為

ロ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為(次のいずれかに該当するものに限る。)

(1) 試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取(ボーリング機械を用いて行うものを除く。)

(2) 第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

ハ 法第二十条第三項第七号並びに第二十二条第三項第二号、第五号から第七号に掲げる行為

九 法第二十三条第三項第七号に規定する権限

十 法第二十四条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項

ニ 法第十三条第三項第五号、第六号及び第十二号、法第十四条第三

項第二号から第九号まで並びに令第十八条に掲げる行為

ホ 第十二条第二十一号、第二十二号及び第二十八号に掲げる行為

三 法第十五条第三項第六号に規定する権限

四 法第十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する権限

に規定する権限

十一 法第二十七条第五項に規定する権限

十二 法第三十条第一項に規定する権限

十三 法第三十二条に規定する権限（地方環境事務所長の許可に係るものに限る。）

十四 法第三十三条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する権限

五 法第十九条第五項に規定する権限

六 法第二十二條第一項に規定する権限

七 法第二十四条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第十三条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築

(2) 工作物の改築

(3) 第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の四までに掲げる行為

ロ 法第十三条第三項第三号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取（ボーリング機械を用いて行うものを除く。）

(2) 第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

ハ 法第十三条第三項第六号並びに第二十四条第三項第二号、第五号及び第六号に掲げる行為

八 法第二十五条に規定する権限（地方環境事務所長の許可に係るものに限る。）

九 法第二十六条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する権限

十 法第二十七条第一項及び第二項に規定する権限（地方環境事務所長

十五 法第三十四条第一項及び第二項に規定する権限（地方環境事務所長の許可又は処分に係るものに限る。）

十六 法第三十五条第一項及び第二項に規定する権限

十七 法第三十九条第二項、第三項、第六項及び第九項に規定する権限

十八 法第四十条に規定する権限

十九 法第四十二条に規定する権限

二十 法第六十二条第一項及び第二項に規定する権限

二十一 法第六十七条第三項に規定する権限（第一号ロからホまでに掲げる行為に係るものに限る。）

二十二 法第六十八条第一項（第六号イからチまで、第七号イからヘまで及び第八号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限

の許可又は処分に係るものに限る。）

十一 法第二十八条第一項及び第二項に規定する権限

十二 法第五十条第一項及び第二項に規定する権限

十三 法第五十五条第三項に規定する権限（次に掲げる行為に係るものに限る。）

イ 特別地域（特別保護地区を除く。）において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更

ロ 特別保護地区又は海中公園地区において執行される公園事業に係る施設の構造の変更（施設の位置の変更又は規模の拡大を伴うものを除く。）

ハ 特別保護地区又は海中公園地区において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更であつて、変更後の施設の水平投影面積が十平方メートル以下のもの（ロに掲げるものを除く。）

ニ 施設の管理又は経営の方法の概要の変更

十四 法第五十六条第一項（第一号イからトまで、第二号イからホまで及び第七号イからハまでに掲げる行為に係る協議に係る部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限

十五 令第四条第二項（令第六条第二項（令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十六条において準用する場合を含む。）に規定する権限

十六 令第五条（令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

十七 令第六条第一項（令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第二項において準用する令第四条第一項（令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限（第三号イからニまでに掲げる行為に係るものに限る。）

十八 令第七条（令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限（公園事業の休止の承認に係るものに限る。）

十九 令第八条第一項（令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限（次に掲げるものに限る。）

イ 譲受人が法人である譲渡であつて、譲渡人が当該法人の代表者であるもの

ロ 法人から法人への譲渡であつて、譲渡人と譲受人との間に実質的な同一性が認められるもの

二十 令第九条に規定する権限（地方環境事務所長の承認に係るものに限る。）

二十一 令第十一条（令第十六条において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十二 令第十二条第一項（令第十六条において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十三 令附則第四項に規定する権限

二十四 第十条第四項に規定する権限

二十五 第十二条第三十四号に規定する権限

二十四 第十二条第三十号に規定する権限

二十五 第十三条の八第二項に規定する権限

二十六 第十五条第十六号に規定する権限

附則

(施行期日)

1～3 (略)

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

4 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一条第十四項及び第三十三項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

(事務の報告)

5 令附則第四項の規定による報告は、事務の処理後速やかに、次の各号に掲げる事務の種類ごとに、当該各号に定める事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一 令附則第三項第一号及び第二号に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち届出の受理に関するもの

イ 法第二十条第三項若しくは第二十二條第三項の規定による許可若しくは不許可の処分（以下この号において「処分」という。）又は法第三十三條第一項の規定による届出（以下この号において「届出」という。）の受理の別

二十六 第十三条の六第二項に規定する権限

二十七 第十五条第十六号に規定する権限

附則

(施行期日)

1～3 (略)

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

4 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第十三条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一条第十四項及び第三十三項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

(事務の報告)

5 令附則第四項の規定による報告は、事務の処理後速やかに、次の各号に掲げる事務の種類ごとに、当該各号に定める事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一 令附則第三項第一号及び第二号に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち届出の受理に関するもの

イ 法第十三条第三項若しくは第二十四條第三項の規定による許可若しくは不許可の処分（以下この号において「処分」という。）又は法第二十六條第一項の規定による届出（以下この号において「届出」という。）の受理の別

ロ 処分を受けた者又は届出をした者の住所及び氏名（法人にあつて

ロ 処分を受けた者又は届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ・ヘ (略)

二 令附則第三項第三号に掲げる事務（前号に規定するものを除く。）及び同項第四号に掲げる事務

イ 法第三十三条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による期間の延長、同条第六項の規定による期間の短縮又は法第三十四条の規定による命令（以下この号において「命令等」という。）の別
ロ 命令等の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ・ホ (略)

三 令附則第三項第五号に掲げる事務

イ 法第三十五条第一項の規定による報告徴収又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査（以下この号において「報告徴収等」という。）の別

ロ 報告徴収等の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ハ・ニ (略)

(証明書の様式)

6 令附則第三項第五号に規定する立入検査及び立入調査に係る法第三十条第三項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第六による。

は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

ハ・ヘ (略)

二 令附則第三項第三号に掲げる事務（前号に規定するものを除く。）及び同項第四号に掲げる事務

イ 法第二十六条第二項の規定による命令、同条第四項の規定による期間の延長、同条第六項の規定による期間の短縮又は法第二十七条の規定による命令（以下この号において「命令等」という。）の別
ロ 命令等の相手方の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

ハ・ホ (略)

三 令附則第三項第五号に掲げる事務

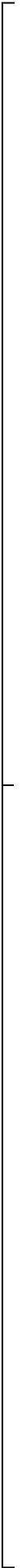
イ 法第二十八条第一項の規定による報告の徴収又は同条第二項の規定による立入り、検査若しくは調査（以下この号において「報告徴収等」という。）の別

ロ 報告徴収等の相手方の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

ハ・ニ (略)

(証明書の様式)

6 令附則第三項第五号に規定する立入り、検査及び調査に係る法第二十八条第三項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第六による。



様式第一

(表)

この証明書を携帯する者は、自然公園法第十七条に規定する立入検査等を行う職員である。

第 号

官職 氏 名

身 分 証 明 書

年 月 日交付

環境大臣（都道府県知事）



(裏)

自然公園法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(以下省略)

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十条第一項に規定する立入検査等を行う職員である。

第
号

所
属
庁

官職(職名) 氏 名

身
分
証
明
書

年
月
日
交
付

この証明書を携帯する者は、自然公園法第二十二條第一項に規定する立入検査等を行う職員である。

第
号

所
属
庁

官職(職名) 氏 名

身
分
証
明
書

年
月
日
交
付

（裏）

自然公園法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・三（省略）

四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
（以下省略）

（裏）

自然公園法（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（省略）

三 第二十二條第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
（以下省略）

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

身分証明書	第 号	この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十五条に規定する立入検査等を行う職員である。
	所属庁 官職(職名) 氏名	

身分証明書	第 号	この証明書を携帯する者は、自然公園法第二十八条に規定する立入検査等を行う職員である。
	所属庁 官職(職名) 氏名	

年 月 日交付

環境大臣（都道府県知事）
印

（裏）

自然公園法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号若しくは

年 月 日交付

環境大臣（都道府県知事）
印

（裏）

自然公園法（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第二十八条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があるときは、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二

第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (省略)

八 第三十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(以下省略)

備考 (略)

第十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (省略)

七 第二十八条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(以下省略)

備考 (略)

様式第四

(表)

年 月 日 交付	第 号	この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十七条に規定する指示をすることができる職員である。
身 分 証 明 書	所 属 庁 官 職 (職 名) 氏 名	

様式第三

(表)

年 月 日 交付	第 号	この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十条に規定する指示をすることができる職員である。
身 分 証 明 書	所 属 庁 官 職 (職 名) 氏 名	

環境大臣（都道府県知事）
印

（裏）

自然公園法（抄）

（利用のための規制）

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起させよう方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしほしに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは

、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

環境大臣（都道府県知事）
印

（裏）

自然公園法（抄）

（利用のための規制）

第三十条 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起させよう方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしほしに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは

、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の

提示しなければならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 八 (省略)

九 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十七条第一項第一号に掲げる行為をした者

十 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、第三十七条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十一 (省略)

備考 (略)

請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七 (省略)

八 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十条第一項第一号に掲げる行為をした者

九 国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において、第三十条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十 (省略)

備考 (略)

年 月 日交付	身 分 証 明 書	所 属 庁 官 職 (職 名) 氏 名	第 号	<p>この証明書を携帯する者は、自然公園法第六十二条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p>
---------------	-----------------------	---	--------	--

年 月 日交付	身 分 証 明 書	所 属 庁 官 職 (職 名) 氏 名	第 号	<p>この証明書を携帯する者は、自然公園法第五十条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p>
---------------	-----------------------	---	--------	---

環境大臣（都道府県知事）
印

（裏）

自然公園法（抄）

（実地調査）

第六十二条 環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関し、都道府県知事は国定公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）

及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意

環境大臣（都道府県知事）
印

自然公園法（抄）

（実地調査）

第五十条 環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関し、都道府県知事は国定公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）

及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意

見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇十 (省略)

十一 第六十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考 (略)

見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (省略)

十 第五十条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考 (略)

(表)

この証明書を携帯する者は、自然公園法施行令第十二条(第十六条の規定において準用する場合を含む。)に規定する立入検査等を行う職員である。

第 号

官職 氏 名

身 分 証 明 書

年 月 日 交 付

環境大臣



(裏)

自然公園法施行令（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第十二条 環境大臣は、国立公園事業者に対し、国立公園事業の執行に
関し報告を命じ、又は当該職員に国立公園事業に係る施設に立ち入ら
せ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは国立公
園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があ
るときは、これを提示しなければならない。

3 国立公園事業者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立
入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に
対し、虚偽の陳述をしてはならない。

（公共団体の行う国立公園事業）

第十六条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四
条第一項の規定は、法第九条第二項の規定により公共団体が行う国立
公園事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「執
行の認可を受けようとする者」とあるのは「執行の同意を得ようとする

る者」と、同項及び同条第二項中「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第一項、第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路」と、第三条第一項第一号中「申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」とあるのは「公共団体の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「執行の認可を受けた者」とあるのは「執行の同意を得た者」と、同項中「環境大臣の承認を受けなければならない」とあるのは「環境大臣に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第二項中「承認を受けた者」とあるのは「同意を得た者」と、第七条中「環境大臣の承認を受けなければならない」とあるのは「環境大臣に届け出なければならない」と、第八条第一項中「環境大臣の承認を受けたとき」とあるのは「環境大臣に届け出たとき」と、第十条中「承認の申請」とあるのは「協議の申出又は届出」と、第十四条第一項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と読み替えるものとする。

備考（略）

(表)

この証明書を携帯する者は、自然公園法施行令第十七条の規定により準用する同令第十二条(第十六条の規定において準用する場合を含む。)に規定する立入検査等を行う職員である。

第 号

所 属 庁

職 名 氏 名

身 分 証 明 書

年 月 日 交 付

都道府県知事 印

(裏)

自然公園法施行令(抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第十二条 環境大臣は、国立公園事業者に対し、国立公園事業の執行に
関し報告を命じ、又は当該職員に国立公園事業に係る施設に立ち入ら
せ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは国立公
園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があ
るときは、これを提示しなければならない。

3 国立公園事業者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立
入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に
対し、虚偽の陳述をしてはならない。

(公共団体の行う国立公園事業)

第十六条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四
条第一項の規定は、法第九条第二項の規定により公共団体が行う国立
公園事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「執
行の認可を受けようとする者」とあるのは「執行の同意を得ようとし
る者」と、同項及び同条第二項中「申請書」とあるのは「協議書」と

、同条第一項、第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路」と、第三条第一項第一号中「申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」とあるのは「公共団体の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「執行の認可を受けた者」とあるのは「執行の同意を得た者」と、同項中「環境大臣の承認を受けなければならない」とあるのは「環境大臣に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第二項中「承認を受けた者」とあるのは「同意を得た者」と、第七条中「環境大臣の承認を受けなければならない」とあるのは「環境大臣に届け出なければならない」と、第八条第一項中「環境大臣の承認を受けたとき」とあるのは「環境大臣に届け出たとき」と、第十条中「承認の申請」とあるのは「協議の申出又は届出」と、第十四条第一項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と読み替えるものとする。

（国定公園に関する公園事業）

第十七条 第三条から第十五条までの規定は、法第十条第三項の規定により国及び公共団体以外の者が行う国定公園に関する公園事業について、前条の規定は、法第十条第二項の規定により都道府県以外の公共団体が行う国定公園に関する公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

備考
(略)

年 月 日 交付	身 分 証 明 書	第 号	所 属 庁 職 名 氏 名	この証明書を携帯する者は、自然公園法施行令附則第三項の規定により自然公園法第三十五条に規定する立入検査等を行う職員である。

年 月 日 交付	身 分 証 明 書	第 号	所 属 庁 職 名 氏 名	この証明書を携帯する者は、自然公園法施行令附則第三項の規定により自然公園法第二十八条に規定する立入検査等を行う職員である。

都道府県知事 印

(裏)

自然公園法(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させるこ

都道府県知事 印

(裏)

自然公園法(抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させる

とができる。

- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (省略)

八 第三十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨

げ、又は忌避した者（以下省略）

附則

(都道府県が処理する事務)

- 9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

自然公園法施行令（抄）

(都道府県が処理する事務)

- 3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）に係るものは、当該

とができる。

- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (省略)

七 第二十八条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨

げ、又は忌避した者（以下省略）

附則

(都道府県が処理する事務)

- 9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

自然公園法施行令（抄）

(都道府県が処理する事務)

- 3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）に係るものは、当該

<p>備考 (略)</p>	<p>都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（<u>法第六十四条第二項、第三項及び第五項を除く。</u>）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。</p> <p>一～四 （省略）</p> <p>五 <u>法第三十五条第一項の規定による報告徴収（第一号及び第二号に規定する許可を受けた者並びに第三号に規定する命令を受けた者に係るものに限る。）並びに同条第二項の規定による立入検査及び立入調査（前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る。）に関する事務</u></p>
<p>備考 (略)</p>	<p>都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（<u>法第五十二条第二項、第三項及び第五項を除く。</u>）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。</p> <p>一～四 （省略）</p> <p>五 <u>法第二十八条第一項の規定による報告の徴収（第一号及び第二号に規定する許可を受けた者並びに第三号に規定する命令を受けた者に係るものに限る。）並びに同条第二項の規定による立入り、検査及び調査（前各号に掲げる事務の処理に関するものに限る。）に関する事務</u></p>

（特別地区及び海城特別地区内における行為の許可申請書）
第十六条（略）

（特別地区内の行為の許可基準）
第十七条 法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ・ロ（略）

ハ 次に掲げる工作物

(イ) (イ) (略)

(ロ) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第十三号及び第十九条第十号を除き「道路」という。）であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(イ) (イ) (略)

ニ・ホ（略）

二〇八（略）

九 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（特別地区及び海中特別地区内における行為の許可申請書）
第十六条（略）

（特別地区内の行為の許可基準）
第十七条 法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ・ロ（略）

ハ 次に掲げる工作物

(イ) (イ) (略)

(ロ) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第十号及び第十九条第八号を除き「道路」という。）であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(イ) (イ) (略)

ニ・ホ（略）

二〇八（略）

十 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十二～十四 (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十八条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～八 (略)

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た

九～十一 (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十八条 法第二十五条第十項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～八 (略)

保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、 犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十一・十二 （略）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜六 （略）

七 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

九・十 （略）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十九条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜六 （略）

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ハ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの

イ 森林の整備及び保全を図るために法第二十五条第四項第四号の規

定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（法第二十五条第四項第四号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。）。

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定するものに限る。以下この号において同じ。

）を放つこと（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するため

に犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十_二 (略)

十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は法第二十五条第四項第一

七_九 (略)

十 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は法第二十五条第四項第一号

号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは法第二十五条第四項第二号に掲げる行為で同条第三項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十条 法第二十六条第三項第五号の環境省令で定める行為は、第十八条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第二十一条 法第二十六条第三項第六号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十九条第一号、第五号ロからホまで、又は第十二号イからヘまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二〇四（略）

（野生動植物の捕獲等の許可申請書）

若しくは第三号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは法第二十五条第四項第二号に掲げる行為で同条第三項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十条 法第二十六条第三項第四号の環境省令で定める行為は、第十八条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第二十一条 法第二十六条第三項第五号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十九条第一号、第五号ロからホまで、又は第九号イからヘまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第九号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二〇四（略）

（野生動植物の捕獲等の許可申請書）

第二十二條 第二條第一項の規定は、法第二十六條第三項第七号の規定による許可の申請について準用する。この場合において、第二條第一項第二号中「行為の種類」とあるのは「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

2 法第二十六條第三項第七号の規定による許可の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(海域特別地区内の行為の許可基準)

第二十三條 法第二十七條第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一～六 (略)

七 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

当該行為が、教育又は試験研究のために行われるものであり、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う海域の動植物の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 (略)

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

第二十二條 第二條第一項の規定は、法第二十六條第三項第六号の規定による許可の申請について準用する。この場合において、第二條第一項第二号中「行為の種類」とあるのは「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

2 法第二十六條第三項第六号の規定による許可の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(海中特別地区内の行為の許可基準)

第二十三條 法第二十七條第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一～六 (略)

七 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

当該行為が、教育又は試験研究のために行われるものであり、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う海域の動植物の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 (略)

当該動力船の使用の方法及び規模が、使用の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

十 (略)

(海域特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十四条 法第二十七条第九項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、海域特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

三 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。

四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。

五 前各号に掲げる行為に付帯する行為

九 (略)

(海中特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十四条 法第二十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、海中特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

三 前二号に掲げる行為に付帯する行為

(海域特別地区内における許可等を要しない行為)

第二十五条 法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、海域特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第二十七条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

二〇四 (略)

- 五 海域特別地区外から掘さくして当該海域特別地区内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

六〇十三 (略)

十四 森林施業のために動力船を使用すること。

十五 漁港漁場整備法第四条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六 漁港漁場整備法第二十六条の規定により漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）

第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が、同法第二条第一項に規定する遊漁船業を行うために動力船を使用すること。

(海中特別地区内における許可等を要しない行為)

第二十五条 法第二十七条第九項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、海中特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第二十七条第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

二〇四 (略)

- 五 海中特別地区外から掘さくして当該海中特別地区内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

六〇十三 (略)

十八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行うために動力船を使用すること。

十九 港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域において動力船を使用すること。

二十 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用すること。

二十一 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。

二十二 外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航である航行として動力船を使用すること。

二十三 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるために動力船を使用すること。

二十四 郵便物の収集、運送及び配達を行うために動力船を使用すること。

二十五 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために動力船を使用すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限り）。

二十六・二十七 (略)

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十八条 法第二十八条第六項第四号の環境省令で定める行為は、第十八条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十九条 法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ〜ハ (略)

ニ 第十九条第十二号ニからりまでに掲げる行為(同号へに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

ホ (略)

七 (略)

(証明書の様式)

第三十条 (略)

(生態系維持回復事業の確認)

第三十条の二 地方公共団体が、法第三十条の三第二項の確認を受ける場

十四・十五 (略)

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十八条 法第二十八条第六項第三号の環境省令で定める行為は、第十八条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十九条 法第二十八条第六項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ〜ハ (略)

ニ 第十九条第九号ニからりまでに掲げる行為(同号へに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

ホ (略)

七 (略)

(証明書の様式)

第三十条 (略)

合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- イ 生態系の状況の把握及び監視
- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第三十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第三十条の四 法第三十条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2 法第三十条の三第四項第四号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第三十条の五 法第三十条の三第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第三十条の六 法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を

受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

(協議書、許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第三十四条 法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による同意を得た行為、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十八条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出、許可の申請又は届出にあつては、第一条第二項(第十五条において準用する場合を含む。)、第二条第二項(第十六条において準用する場合を含む。)、第六条第二項、第十二条第二項又は第二十六条第二項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第一項に該当するもののほか、法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議の申出、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の規定による許可の申請又は法第二十五条第九項、第二

(協議書、許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第三十四条 法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による同意を得た行為、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十八条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出、許可の申請又は届出にあつては、第一条第二項(第十五条において準用する場合を含む。)、第二条第二項(第十六条において準用する場合を含む。)、第六条第二項、第十二条第二項又は第二十六条第二項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第一項に該当するもののほか、法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議の申出、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の規定による許可の申請又は法第二十五条第九項、第二

十七条第八項若しくは第二十八条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(権限の委任)

第三十七条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第二号、第九号及び第十号（法第三十条において読み替えて準用する法第十八条第一項に係る部分に限る。）に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜五 (略)

六 法第二十六条第三項第七号及び同条第四項において準用する法第十
七条第二項に規定する権限

七〜十 (略)

十一 法第三十条の三第二項、第三項、第六項及び第九項に規定する権
限

十二 法第三十条の四に規定する権限

十三 法第三十条の五に規定する権限

十四〜十六 (略)

十七 第十九条第三号ハ及びニ並びに第十一号りに規定する権限

十八 (略)

十九 第二十五条第六号、第七号及び第十九号に規定する権限

十七条第八項若しくは第二十八条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(権限の委任)

第三十七条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第二号、第九号及び第十号（法第三十条において読み替えて準用する法第十八条第一項に係る部分に限る。）に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜五 (略)

六 法第二十六条第三項第六号及び同条第四項において準用する法第十
七条第二項に規定する権限

七〜十 (略)

十一〜十三 (略)

十四 第十九条第三号ハ及びニ並びに第八号りに規定する権限

十五 (略)

十六 第二十五条第六号及び第七号に規定する権限

様式第一（第四条関係）

（表）（略）

（裏）

自然環境保全法（抄）

（中止命令等）

第十八条（略）

（準用）

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が「行なう」行為について、それぞれ準用する。

（以下略）

第五十三条 次の各号の「一」に該当する者は、一年以下の懲役又は「百万円」以下の罰金に処する。

一・二（略）

自然環境保全施行令（抄）

（自然保護取締官の資格及び権限）

第四条（略）

2 法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第十七条第一項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第三号及び第五号から「第十六号」までに掲げる行為について、相

様式第一（第四条関係）

（表）（略）

（裏）

自然環境保全法（抄）

（中止命令等）

第十八条（略）

（準用）

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が「行なう」行為について、それぞれ準用する。

（以下略）

第五十三条 次の各号の「一」に該当する者は、一年以下の懲役又は「五十万円」以下の罰金に処する。

一・二（略）

自然環境保全施行令（抄）

（自然保護取締官の資格及び権限）

第四条（略）

2 法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第十七条第一項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第三号及び第五号から「第十四号」までに掲げる行為について、相当

当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

3 法第三十条において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては法第二十五条第四項第一号に掲げる行為のうち法第十七条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第三号に掲げる行為にあつては法第二十七条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第四号に掲げる行為にあつては法第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除く。）について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

一・二 (略)

三 海域特別地区内における行為で、法第二十七条第三項各号に掲げるもの

四 (略)

の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

3 法第三十条において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、次に掲げる行為について、その中止を命じ、又は次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては法第二十五条第四項第一号に掲げる行為のうち法第十七条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第三号に掲げる行為にあつては法第二十七条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除き、第四号に掲げる行為にあつては法第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるものを除く。）について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

一・二 (略)

三 海中特別地区内における行為で、法第二十七条第三項各号に掲げるもの

四 (略)

様式第二一(第三十条関係)

(表) (略)

(裏)

自然環境保全法(抄)

(報告及び検査等)

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

様式第二一(第三十条関係)

(表) (略)

(裏)

自然環境保全法(抄)

(報告及び検査等)

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第六号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

様式第三(第三十条関係)

(表) (略)

(裏)

自然環境保全法(抄)

(報告及び検査等)

第三十一条 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

様式第三(第三十条関係)

(表) (略)

(裏)

自然環境保全法(抄)

(実地調査)

第三十一条 (略)

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第一条（略） 2 前項の国立公園集団施設地区等とは、環境省所管の公共用財産である土地であつて、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第三十六条</u>第一項の指定に係る部分その他国立公園内に存するものうち、環境大臣の定めるものの区域をいう。</p>	<p>（目的） 第一条（略） 2 前項の国立公園集団施設地区等とは、環境省所管の公共用財産である土地であつて、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十九条</u>第一項の指定に係る部分その他国立公園内に存するものうち、環境大臣の定めるものの区域をいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為）</p> <p>第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十六条若しくは第二十四条に規定する保全事業として行う行為、<u>同法第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業として行う行為又は同法第十七条第一項ただし書、第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項第七号の規定による許可、同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議若しくは同法第二十八条第一項の規定による届出を要する行為</u></p> <p>五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十条若しくは第十三条に規定する公園事業として行う行為、同法第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業として行う行為、同法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づき同項第一号の風景地保護協定区域内で同項第二号若しく</u></p>	<p>（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為）</p> <p>第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十六条若しくは第二十四条に規定する保全事業として行う行為又は同法第十七条第一項ただし書、第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項第六号の規定による許可、同法第二十一条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議若しくは同法第二十八条第一項の規定による届出を要する行為</p> <p>五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第九条若しくは第十条に規定する公園事業として行う行為、同法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づき同項第一号の風景地保護協定区域内で同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って環境省、地方公共団体若しくは同法第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体が行う行為又は同法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定による許可、同法第五十六条第一項の規定による協議、同</u></p>

は第三号に掲げる事項に従って環境省、地方公共団体若しくは同法第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体が行う行為又は同法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定による許可、同法第六十八条第一項の規定による協議、同法第三十三条第一項の規定による届出若しくは同法第六十八条第三項の規定による通知を要する行為

六〇十八 (略)

十九 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第一項に規定する農用地の災害復旧事業として行う行為又は同法第二項第一号に規定する土地改良施設の管理、廃止若しくは変更する行為若しくは災害復旧事業として行う行為

二〇〇二十二 (略)

法第二十六条第一項の規定による届出若しくは同法第五十六条第三項の規定による通知を要する行為

六〇十八 (略)

十九 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第一項に規定する農用地の災害復旧事業として行う行為又は同法第二項第一号に規定する土地改良施設の管理、廃止若しくは変更する行為若しくは災害復旧事業として行う行為

二〇〇二十二 (略)

◎廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種最終処分場事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種最終処分場事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ヘ （略）</p> <p>ト 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された 国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種最終処分場事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種最終処分場事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ヘ （略）</p> <p>ト 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された 国定公園又は同法第五十九条の規定により指定された都道府県立自</p>

然公園の区域

チソ (略)

四 (略)

2 (略)

然公園の区域

チソ (略)

四 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（捕獲等又は採取等の許可の申請等）</p> <p>第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第二十一条第一項</u>の特別保護地区</p> <p>ホ～チ （略）</p> <p>八・九 （略）</p> <p>2～19 （略）</p>	<p>（捕獲等又は採取等の許可の申請等）</p> <p>第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）<u>第十四条第一項</u>の特別保護地区</p> <p>ホ～チ （略）</p> <p>八・九 （略）</p> <p>2～19 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（国立公園・保全整備課の所掌事務）</p> <p>第六条 国立公園・保全整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 原生自然環境保全地域の区域内における立入制限地区（自然環境保全法第十九条第一項に規定する立入制限地区をいう。）並びに自然環境保全地域の区域内における特別地区（同法第二十五条第一項に規定する特別地区をいう。）、野生動植物保護地区（同法第二十六条第一項に規定する野生動植物保護地区をいう。）及び海^中特別地区（同法第二十七条第一項に規定する海^中特別地区をいう。）の指定に関する^{こと}。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画（自然環境保全法第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第三十条の二第一項の規定により行われる生態系維持回復事業をいう。）の実施に関する^{こと}。</p> <p>六 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覽表に記載されている国内の自然遺産（第十五条において「世界自然遺産」という。）の保護、保存及び整備に関する^{こと}。</p>	<p>（国立公園・保全整備課の所掌事務）</p> <p>第六条 国立公園・保全整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 原生自然環境保全地域の区域内における立入制限地区（自然環境保全法第十九条第一項に規定する立入制限地区をいう。）並びに自然環境保全地域の区域内における特別地区（同法第二十五条第一項に規定する特別地区をいう。）、野生動植物保護地区（同法第二十六条第一項に規定する野生動植物保護地区をいう。）及び海^中特別地区（同法第二十七条第一項に規定する海^中特別地区をいう。）の指定に関する^{こと}。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する一覽表に記載されている国内の自然遺産（第十四条において「世界自然遺産」という。）の保護、保存及び整備に関する^{こと}。</p>

七〇九 (略)

十 国立公園の区域内における特別地域（自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域をいう。）、特別保護地区（同法第二十一条第一項に規定する特別保護地区をいう。）、海域公園地区（同法第二十二条第一項に規定する海域公園地区をいう。）、利用調整地区（同法第二十三条第一項に規定する利用調整地区をいう。）及び集団施設地区（同法第三十六条第一項に規定する集団施設地区をいう。）（次号において「特別地域等」という。）の指定に関すること。

十一・十二 (略)

十三 国立公園における生態系維持回復事業計画（自然公園法第三十八条第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第七条七号に規定する生態系維持回復事業をいう。）の実施に関すること。

十四 風景地保護協定（自然公園法第四十三条第一項に規定する風景地保護協定をいう。）の締結並びに公園管理団体（同法第四十九条第一項に規定する公園管理団体をいう。）の指定及び監督に関すること。

十五 (略)

十六 第八号から前号までに掲げるもののほか、国立公園の保護及び整備に関する事務及び事業に関すること。

十七〇二十 (略)

六〇八 (略)

九 国立公園の区域内における特別地域（自然公園法第十三条第一項に規定する特別地域をいう。）、特別保護地区（同法第十四条第一項に規定する特別保護地区をいう。）、利用調整地区（同法第十五条第一項に規定する利用調整地区をいう。）、海中公園地区（同法第二十四条第一項に規定する海中公園地区をいう。）及び集団施設地区（同法第二十九条第一項に規定する集団施設地区をいう。）（次号において「特別地域等」という。）の指定に関すること。

十・十一 (略)

十二 風景地保護協定（自然公園法第三十一条第一項に規定する風景地保護協定をいう。）の締結並びに公園管理団体（同法第三十七条第一項に規定する公園管理団体をいう。）の指定及び監督に関すること。

十三 (略)

十四 第七号から前号までに掲げるもののほか、国立公園の保護及び整備に関する事務及び事業に関すること。

十五〇十八 (略)